**平成30年7月豪雨**

**生活再建支援**

**ハンドブック**

平成30年７月豪雨の生活再建支援制度を

お知らせします。

平成31年１月24日発行（第８版）

熊野町

いつもの生活を取りもどすための

役立つ情報をまとめています。

平成30年７月豪雨で被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

このハンドブックは、被災者の皆さまに役立つ情報・支援制度の情報等をまとめました。熊野町独自の制度があることにご留意ください。

目次

③医療・健康のこと

１.国保・後期高齢者医療費の窓口負担免除

２.アフターケア受診・義肢等補装

具の購入・修理費用の受給

３.子どもについて、不安や悩みを相談する

４.精神的不安・ストレスについて相談する

５.認知症について相談する

①手続きのこと

１.各種手続きに必要な「罹災証明書」の発行

２.罹災届出証明書の発行

②サービスを受ける

１.被災住宅の応急修理を行う

２.日常生活用品等の支給

３.無料法律相談を利用する

４.被災者支援相談を利用する

５.介護保険特定福祉用具を再購入する

６.消費生活相談を利用する

７.災害時の発達障害児・者支援相談を利用する

８.被災した建物の撤去

④情報

１.災害ごみを処分する

２.土砂の受入

３.民有地内の堆積土砂等を撤去する

４. 災害で便槽に流入した土砂や汚水を処分する

５.重要書類等を紛失した場合

この度の豪雨災害により、亡くなられた方のご冥福をお祈り申し上げるとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

７月の豪雨では、西日本全域に多大な被害をもたらし、熊野町でも相当な被害を受けました。被災者の生活再建を第一に、被災者が発災前の普段の生活に一日も早く戻れるよう、地域コミュニティの再生にも全力で取り組んでいきます。

この困難に町民の皆様、事業者の皆様、団体の皆様、そして行政が力を合わせて、一歩ずつ前に進んでいきましょう。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　熊野町長　三 村　裕 史

⑤お金のこと

17.放課後児童クラブ保護者負担金の減免

18.就学援助費の支給

19.介護保険関係の減免

20.電気料金等の特別措置を受ける

21.ガス料金、電話料金の減免

22.奨学金について相談する

23.住宅ローンの返済ついて相談する

24.保険について相談する

⑤お金のこと

１.町税の減免・納税猶予等

２.県税の減免・納税猶予等

３.国からの災害弔慰金・災害障害見舞金を受給する

４.県からの災害見舞金を受給する

５.町からの災害弔慰金・見舞金を受給する

６.被災者生活再建支援金を受給する

７.災害義援金を受給する

８.母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度

９.災害復興住宅融資を受ける

10.水道料金及び下水道使用料の免除等

11. 家屋移転等された方の水道料金及び下水道使用料の免除等

12.後期高齢者医療保険料の減免

13.国民年金保険料の免除

14.住民健診等の料金の減免

15.児童扶養手当を受給する

16.保育料の減免

⑥事業主の方へ

１.セーフティネット資金（国指定）を受ける

２.倒産防止等資金（県指定等）を受ける

３.災害復旧貸付制度（日本政策金融公庫）を利用する

４.災害特別融資制度を受ける（農業者向け)

５. 特別相談窓口へ相談する

各種手続きに必要な「罹災証明書」の発行

手続

①-１

平成30年７月豪雨に伴う、罹災証明書の発行手続きを行います。

【対象となる方】

　熊野町内の住家、店舗等に被害を受けられた所有者又は使用者

【制度の内容】

・各種生活再建制度の利用に罹災証明書の原本または、写しが必要となります。

・保険金の請求等

【必要書類等】

・申請書（申請窓口でご記入いただけます）

※代理人の方が申請する場合は、委任状が必要です。

【申請期限】

　・平成３１年３月３１日

【その他】

・申請受付後、被害状況確認のため職員が調査を実施したうえで発行します。

・罹災証明書交付時に本人確認のできる書類（免許証、個人番号カード等）の提示をお願いします。

【住家被害認定再調査】

　・罹災証明書交付時に証明の内容に不服がある場合は、再調査の申請を受け付けます。

【住家被害認定再調査の必要書類】

・印鑑（印鑑がなくても対応可）

【問い合わせ先】

　危機管理課

　◆電話番号：０８２－８２０－５６３１

※遠方への避難等で窓口にお越しいただけない方はお問合せください

罹災届出証明書の発行

手続

①-２

平成30年７月豪雨に伴う、罹災届出証明書の発行手続きを行います。

【対象となる方】

・物件等（車、家具、家電、作業場、車庫、塀などの工作物等）に被害を受けられた方

・住家等に被害はないが、停電、断水、避難指示区域等のため避難所に避難されている方

　※熊野町内で被害を受けた方に限ります。

【制度の内容】

・保険金等の請求、各種融資等の申請、補助金申請など、関係機関から提出を求められた場合に必要となります。

　※罹災届出証明書では受け取る側で証明にならない場合がありますのでご注意ください。

【必要書類等】

・申請書（申請窓口でご記入いただけます）

※代理人の方が申請する場合は、委任状が必要です。

・写真（デジカメ等の画面での提示も可）

【その他】

・申請受付後、被害があったという届出がされたことについて証明します。

・罹災届出証明書交付時に本人確認のできる書類（免許証、個人番号カード等）の提示をお願いします。

【問い合わせ先】

　危機管理課

　◆電話番号：０８２－８２０－５６３１

※遠方への避難等で窓口にお越しいただけない方はお問合せください

被災住宅の応急修理を行う

②-１

サービス

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 罹災証明書 | | | |
| 全壊 | 大規模半壊 | 半壊 | 床上浸水 |
| △ | ○ | ○ | ― |

災害により住宅が半壊（修理することで居住することが可能であれば全壊も含む。）の被害を受け、自ら修理する資力のない世帯に対し、被災した住宅の居室、炊事場、便所等日常生活に不可欠な必要最小限度の部分を、町が業者に依頼し、一定の範囲内で応急的に修理します。

【対象となる方】

以下の要件を満たす方（世帯）が対象となります。

・災害により住宅が半壊の被害を受けたこと。

　　　※　全壊の場合でも、応急修理をすることにより、居住が可能となる場合は対象とな

ります。

・災害救助法に基づく応急仮設住宅（民間賃貸住宅含む）を利用しないこと。

* 借家等はその所有者が修理を行うものであり対象とはなりませんが、事情により所有者が修理を行わず、居住者の資力をもって修理しがたい場合は対象となり得ます（社宅、公営住宅等は対象となりません）。

【修理範囲】

　・屋根、柱、床、外壁、基礎等の応急修理

　・ドア、窓等の開口部の応急修理

　・上下水道の配管、電気、ガス、電話等の配線

　・トイレなどの日常生活部分

　　など、生活に必要な最低限の修理。　※内装工事や家電製品は対象外

【内容】

修理限度は１世帯当たり５８万４千円です。同じ住宅に２以上の世帯が同居している場合は１世帯とみなします。また住宅修理は役場から業者に依頼し、修理費も役場から業者に支払います。

【必要書類】

①　住宅の応急修理申込書

②　罹災証明書の写し（発行を受け次第提出してください）

③　申出書

④　修理見積書

⑤　指定業者願書及び添付書類（法人：建設業許可証等、個人：運転免許証などの身分証明書等）（※指定業者以外で応急修理をする場合）

⑥　修理前の被災箇所の写真（※修理箇所すべて）　等

【対象期間】

　災害発生の日から１カ月以内に完了することが原則とされていますが、今回の災害では、当分の間（少なくとも数カ月間）延長されます。

【問い合わせ先】

　民生課

◆電話番号：０８２－８２０－５６３５

【その他】

住宅に関するあらゆる相談

○住まいるダイヤル（公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター）

　電　　話：０５７０－０１６－１００（通話料３分間８．５円（税別））

受付時間：午前１０時～午後５時（土、日、祝休日、年末年始を除く。）

日常生活用品等の支給

②-２

サービス

【対象となる方】

　住家が全半壊、全半焼、流失及び床上浸水により、生活必需品等を喪失又は損傷等により、使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な方

【必要書類等】

　申込書（担当窓口で配布）

【提供品】

①日用品

　布団、トイレットペーパー、洗剤、洗面器、やかん、鍋、フライパン、食器類、包丁、

　歯ブラシ、石けん、シャンプー等

②電化製品

　照明器具、冷蔵庫、洗濯機、炊飯器、湯沸しポット、テレビ、扇風機

【問い合わせ先】

民生課  
　◆電話番号：０８２－８２０－５６３５

無料法律相談を利用する

②-３

サービス

【対象となる方】

　平成30年７月豪雨で被災されお困りの方

【実施内容】

広島弁護士会において、無料相談や無料電話相談が行われています。

【無料相談会】

　（１）実施期間：平成３１年３月２７日まで

　（２）場　　所：紙屋町法律相談センター（そごうデパート新館６階）

　　　　　　　　　呉法律相談センター（ビューポートくれホテル）

　　　　　　　　　　※相談は土曜日のみ

　　　　　　　　　ひがし広島法律相談センター（東広島市民文化センター）

　　　　　　　　　　※相談は水曜日のみ

　（３）予　　約：電話で事前予約が必要です。

　　　　　　　　　紙屋町法律相談センター：０８２－２２５－１６００

　　　　　　　　　呉法律相談センター：０１２０－９６９－２１４

　　　　　　　　　ひがし広島法律相談センター：０８２－４２１－００２１

【無料電話相談】

　（１）実施期間：平成３１年３月２７日まで

　（２）日　　時：平日の正午～午後２時

　（３）電話番号：０８２－５０２－０６１２／０１２０－６１１－６１３

　　　　※通話料は、相談者の負担となります。

【問い合わせ先】

　広島弁護士会

◆電話番号：０８２－２２８－０２３０

被災者支援相談を利用する

②-４

サービス

広島司法書士会による無料電話相談が開催されています。

【対象となる相談内容 例】

・ローンの支払が続けられるか不安

・災害が怖くて賃貸アパートを退去したけど、中途解約できるのか分からない

・従業員をこれ以上雇えない。どうすればいいか分からない。

・私が利用できる支援策はどの様なものがあるのか分からない。

※このようなお悩みをお持ちの方は、お気軽にご相談ください。

1. 電話による無料相談（０８２－５１１－７１９６）

【受付時間】

12時～15時（毎週月曜日から金曜日まで）

1. 面談による無料相談（※ 電話相談にてご予約ください。）

【相談時間】

毎週火・木・金曜日の18時～20時

毎月第２・４土曜日の10時～12時

【相談場所】

広島司法書士会総合相談センター／広島市中区上八丁堀6番69号

広島司法書士会館１階

【問い合わせ先】

広島司法書士会

◆電話番号：０８２－２２１－５３４５

介護保険特定福祉用具を再購入する

②-５

サービス

平成30年７月豪雨による家屋倒壊などにより使用できなくなった特定福祉用具の再購入が可能です。

【対象となる方】

現在も要介護認定をお持ちの方で、今回の豪雨により、以前介護保険を利用し購入した特定福祉用具が破損等により使用できなくなった方

※購入の前に事前申請が必要です。担当のケアマネジャーに相談いただくか、下記【問い合わせ先】にご相談ください。

【対象品目】

1.腰掛便座

　2.自動排泄処理装置の交換可能部品

　3.入浴補助用具

　4.簡易浴槽

　5.移動用リフトのつり具部分

【必要書類等】

　・申請書

・購入する物のカタログの写し

　・破損状況が分かる写真等（可能な方）

※申請内容によっては、その他必要書類があります。

【問い合わせ先】

高齢者支援課

◆電話番号：０８２－８２０－５６０５

消費生活相談を利用する

②-６

サービス

今回の豪雨災害に関連して、様々な消費生活相談がセンターに寄せられています。

中には、災害に便乗して法外な料金を請求したり、詐欺が疑われる事案もあります。

工事の内容や費用については、契約する前に書面で確認する、複数の業者から見積りを取る、家族や身近な人と相談するなど、慎重に検討しましょう。

義援金については、自治体が戸別に集金に回ることは考えられません。このような内容で不審に感じた場合や、「おかしいな」と思ったらご相談ください。

【問い合わせ先（通話料有料）】

広島県生活センター

◆相談時間：９時～17時　月～金曜日（祝日・年末年始を除く）

◆電話番号：０８２－２２３－６１１１（消費生活相談）

　　　　　　　０８２－２２３－８８１１（県民相談）

　熊野町消費生活相談窓口

◆相談時間：10時～12時、13時～16時（月曜日、水曜日のみ）

◆電話番号：０８２－８２０－５６３６

災害時の発達障害児・者支援相談を利用する

②-７

サービス

発達障害のある方やご家族の生活には、発達障害を知らない方には理解し難い様々な困難があります。

平成30年７月豪雨を経験した発達障害をお持ちの方は、特に生活環境の変化やストレスからなどの影響を受ける事から、健康状態や心身の疲れ等を確認することが必要です。

悩み事がある場合にはご相談ください。

【対象となる方】

・発達障害（自閉症、アスペルガー症候群そのほかの広汎性発達障害、学習障害（ＬＤ）、注意欠如多動性障害（ＡＤＨＤ）そのほかこれに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの）の特性をお持ちでお悩みの方及びその家族や対象者の所属されている機関の方。  
・診断の有無、障害者手帳の有無は問いません。

・年齢制限はありません。

【受付期間】

　開設時間：９時～17時

　月曜日から金曜日（祝祭日、年末年始を除く）：電話、面談での相談

【問い合わせ先】

　広島県発達障害者支援センター

◆所在地：東広島市西条町西条４１４番地３１　サポートオフィスＱＵＥＳＴ内

◆電話番号：０８２－４９０－３４５５

被災した建物の撤去

②-８

サービス

被災した建築物の撤去や、敷地内に流れ込んだ廃棄物の撤去に係る支援として、町が解体・撤去する「公費解体」と、自費で解体・撤去を行った場合に町がその費用を負担する「費用償還」があります。

　費用償還は、原則公費解体の申請受付開始前に解体・撤去等が行われたものが対象となります。全額が対象とならない場合がありますのでご了承ください。

　詳しくはお問い合わせください。

【対象】

全壊・半壊（大規模半壊を含む）した家屋等

【申込期間】

平成３１年３月２９日（金）まで

（申込期間を延長しました。）

【必要なもの】

○公費解体

申請書、罹災証明書、印鑑証明書、同意書　など

○費用償還

申請書、写真（①被害にあった状態・撤去前、②撤去作業中、③撤去後）、契約関係書類（見積書、契約書、請求書等）、費用の内訳　など

【問い合わせ先】

生活環境課

◆電話番号：０８２－８２０－５６０６

国保・後期高齢者医療費の窓口負担免除

医療

③-１

国保・後期高齢者医療費の窓口負担免除

【対象となる方】

・住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方

・主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負ったり、行方不明の方

・主たる生計維持者が業務を廃止、休止又は失職して現在収入がない方

【制度の内容】

平成30年７月豪雨により被災された国民健康保険、後期高齢者医療加入者の方で、上記の免除要件に該当される方につきまして、医療費の窓口負担が免除されます。

※平成３１年１月以降は、免除証明書の提示が必要です。

【免除期間】

　○国民健康保険の方　平成３１年２月末診療分まで

　○後期高齢者医療の方　平成３１年６月末診療分まで（平成３１年１月１日以降に申請された方は、申請日から６か月間）

【注意事項】

　○入院時の食事・居住費などは、お支払いただく必要があります。

　○免除証明書は、交付申請手続きが必要です。

　○既に窓口負担を支払っている場合は、還付できる場合がありますので、ご相談ください。

【問い合わせ先】

住民課  
◆電話番号：０８２－８２０－５６０４

アフターケア受診・義肢等補装具の購入・修理費用の受給

医療

③-２

（１）アフターケア

【対象となる方】

アフターケア健康管理手帳をお持ちの方

※アフターケア

　仕事や通勤によるケガや病気で療養されている方が、そのケガや病気が治った後も、再発や後遺症に伴う新たな病気を防ぐための診療等を受診することができる制度

【制度の内容】

• 健康管理手帳を実施医療機関に提示できない場合には、氏名、生年月日及び対象傷病名をお伝えいただければ、アフターケアを受診することができます。

• アフターケアを受けていた実施医療機関が患者受け入れ不可となっている場合や避難先でアフターケア実施医療機関が不明な場合には、最寄りの実施医療機関をご案内いたします。

• アフターケア健康管理手帳をなくした場合などは、健康管理手帳を再交付することができます。

（２）義肢等補装具費

【対象となる方】

・義肢等補装具等を使用されている方

【制度の内容】

平成30年７月豪雨により義肢等補装具が、き損・亡失・修理不能となった場合には、修理費用又は購入費用を受給することができます。

【注意事項】

平成30年７月豪雨により購入・修理費用請求書に添付する採型指導の証明書が得られない場合には、この証明書の添付は不要です。なお、証明書が提出できない理由を広島労働局の担当者にお伝えください。

【問い合わせ先】

厚生労働省広島労働局労働基準部労災補償課

◆電話番号：０８２－２２１－９２４５

子どもについて、不安や悩みを相談する

医療

③-３

児童虐待、配偶者からの暴力（ＤＶ）や児童の発達の状態など、子どもや家庭の問題に対応する相談窓口があります。

【問い合わせ先】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 広島県 | ： | 西部こども家庭センター |
| 電話番号 | ： | ０８２－２５４－０３８１（代）  ０８２－２５４－０３９１（女性・DV相談専用） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 熊野町役場 | ： | 子育て・健康推進課 |
| 電話番号 | ： | ０８２－８２０－５６３７ |

精神的不安・ストレスについて相談する

医療

③-４

広島県は、心の健康づくり相談事業として”こころの電話”を、一般社団法人広島県精神保健福祉協会に委託しています。電話相談は、精神科医及び臨床心理士など専門職員がお受けします。なお、複雑困難な事例については、県立総合精神保健福祉センターへ紹介する場合もあります。

【相談日時】

月曜日・水曜日・金曜日、9時～12時、13時～16時30分

（祝日・12月29日～1月3日を除く）

【問い合わせ先】

一般社団法人広島県精神保健福祉協会

◆電話番号：０８２－８９２－９０９０

認知症について相談する

医療

③-５

広島県地域包括ケア推進センターでは、認知症に関する疑問、介護の方法、ご本人・介護者・家族の悩みなどについての相談を電話で受け付けています。

相談は無料ですので、お気軽に御利用ください。（ただし、通話料は御負担いただきます。）

1. 認知症の人と家族の会　広島県支部による相談

◆受付時間：毎週火曜日　13時から16時30分まで

◆電話番号：０８２－５５３－５３５３

1. 社会福祉士（広島県社会福祉士会）による相談

◆受付時間：毎週木曜日　13時から16時30分まで

◆電話番号：０８２－５６９－６５０１

【問い合わせ先】

広島県地域包括ケア推進センター

　 ◆所在地　：〒732-0057 広島市東区二葉の里三丁目２番３号

◆電話番号：０８２－５６９－６４９３

　熊野町地域包括支援センター

◆所在地　：〒731-4292 安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号

◆電話番号：０８２－８２０－５６１５

災害ごみを処分する

情報

④-１

災害廃棄物の受入は終了しました。

　災害廃棄物の処理については、個別にご相談ください。

　【問い合わせ先】

　　生活環境課

　　◆電話番号：０８２－８２０－５６０６

土砂の受入

情報

④-２

現在、土砂の仮置場を１か所設けています。

最新の情報はホームページなどでお知らせします。

【場所】

　熊野町民グランド（熊野町川角五丁目１０番１号）

【受付期間】

　平成３１年３月２９日（金）まで

【受付時間】

　平日　９時から17時まで

　休日に受付を行う場合は、町内放送とホームページでお知らせします。

【搬入手続き】

　・土砂を搬入するときは、事前に熊野町都市整備課へ連絡してください。連絡がない場合、搬入をお断りすることがあります。

　・搬入できるのは、土砂のみです。流木やガレキ類は取り除いてください。

　・土のう袋に入れたままの状態では搬入できません。

【問い合わせ先】

　熊野町建設部都市整備課

　◆電話番号：０８２－８２０－５６０８

民有地内の堆積土砂等を撤去する

情報

④-３

平成30年７月豪雨により、土石流や大規模な河川が氾濫し流れ出た土砂等が堆積している地区については、民有地内であっても次の要件を満たす場合は、本町で撤去します。

【対象】

　(1) 宅地であること。

　　　※ 農地、森林等は対象となりません。

　(2) 土砂等であること。

　　　※ 泥土、砂礫、岩石及び樹木が対象となります。

【受付期間】

　平成３１年１月３１日（木）まで

【手続きの流れ】

　(1) 希望する被災者は、本町窓口に申請書（付近見取り図、堆積状況写真、同意書を

添付）を提出してください。

　※ 申請書には、土砂堆積量（概算で構いません）を記入してください。

　(2) 申請内容を本町が審査し、実施する箇所について、実施決定を通知します。

【問い合わせ先】

都市整備課

◆電話番号：０８２－８２０－５６０８

災害で便槽に流入した土砂や汚水を処分する

情報

④-４

①土砂が流入した場合

便槽（汲み取り・浄化槽）の中に流入した土砂を処分する場合、災害等廃棄物処理事業費補助金の適用があります。

ただし、土砂が流入した便槽を、個人で業者に委託して処理した場合は、『対象外』となりますのでご注意ください。

【補助対象】

便槽（汲み取り・浄化槽（個人設置型））

ただし、平成３０年７月豪雨災害で被害（土砂の流入）のあった便槽（汲み取り・浄化槽）に限ります。

【補助額】

全容量にかかる処分費が対象

【対象とならないもの】

経費及び水張り・清掃・消毒

浄化槽の修繕費用

【手続き方法】

必ず便槽（汲み取り・浄化槽）の被害状況（土砂が流入した状態がわかる）写真を提出してください。

【問い合わせ先】

民生部　生活環境課

電話番号：082-820-5606

FAX番号：082-854-8009

②汚水が流入した場合

平成３０年７月豪雨災害で、便槽（汲み取り・浄化槽）の中に流入した汚水の処分については、安芸衛生センターへお問い合わせください。

【問い合わせ・処分依頼先】

安芸衛生センター（安芸地区衛生施設管理組合　業務課）

電話番号：082-885-2534

重要書類等を紛失した場合

情報

④-５

下記の重要書類等を紛失した場合には、早期に窓口までご相談ください。

【運転免許証を紛失した場合:問い合わせ先】

①広島県運転免許センター

◆電話番号：０８２－２２８－０１１０

◆再発行に必要なもの：印鑑（認印）、６カ月以内の写真、本人確認できる書類（保険

証等）、罹災証明書（手数料が免除になります）

②海田警察署

◆電話番号：０８２－８２０－０１１０

◆再発行に必要なもの：印鑑（認印）、６カ月以内の写真、本人確認できる書類（保険

証等）、罹災証明書（手数料が免除になります）

【預貯金通帳、印鑑を紛失した場合：問い合わせ先】

・各金融機関（銀行、信用金庫、信用組合）、保険会社等の窓口

・ゆうちょコールセンター

◆電話番号：０１２０－１０８－４２０

・金融庁相談ダイヤル（平成30年７月豪雨金融庁相談ダイヤル）

◆電話番号：０１２０－１５６－８１１

※ＩＰ電話からは０３－５２５１－６８１３におかけください。

【登記済証（権利証）、登記識別情報を紛失した場合:問い合わせ先】

広島法務局

◆電話番号：０８２－２２８－５７４１

町税の減免・納税猶予等

お金

⑤-１

①町税の減免

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 罹災証明書 | | | |
| 全壊 | 大規模半壊 | 半壊 | 床上浸水 |
| ○ | ○ | ○ | ○ |

　【**町民税の減免】**

１　次のいずれかに該当する場合

|  |  |
| --- | --- |
| 死亡した場合 | 10分の10 |
| 生活保護を受けることとなった場合 | 10分の10 |
| 障害者となった場合 | 10分の９ |

２　居住する住宅が損壊した場合（合計所得金額が1,000万円以下の納税義務者）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 合計所得金額 | 住宅が半壊又は大規模半壊と判定されたときの減額又は免除の割合 | 住宅が全壊と判定されたときの減額又は免除の割合 |
| 500万円以下であるとき | ２分の１ | 全部 |
| 750万円以下であるとき | ４分の１ | ２分の１ |
| 750万円を超えるとき | ８分の１ | ４分の１ |

　　　※罹災証明書の損害の程度により減免し、納税義務者に通知書を送付します。

※１と２の双方に該当する場合は、軽減又は減免の割合が大きい方を適用します。

**【固定資産税の減免】**

１　家屋

|  |  |
| --- | --- |
| 損害の程度 | 軽減又は免除の割合 |
| 全壊と判定されたとき | 全部 |
| 大規模半壊と判定されたとき | 10分の８ |
| 半壊と判定されたとき | 10分の６ |
| 床上浸水と判定されたとき | 10分の４ |

※罹災証明書の損害の程度により減免し、納税義務者に通知書を送付します。

２　土地

※個別に減免申請を受付します。（個別にご相談ください。）

※災害により原状に復することが困難で本来の使用が出来なくなったものが対象です。

３　償却資産

|  |  |
| --- | --- |
| 損害の程度 | 軽減又は免除の割合 |
| 廃棄又は復旧不能のとき | 全部 |
| 修理費が評価額の10分の６以上であるとき | 10分の８ |
| 修理費が評価額の10分の４以上10分の６未満であるとき | 10分の６ |
| 修理費が評価額の10分の２以上10分の４未満であるとき | 10分の４ |

※個別に減免申請を受付します。修理費のわかる見積書をご持参ください。

**【国民健康保険税の減免】**

１　次のいずれかに該当する場合

|  |  |
| --- | --- |
| 死亡した場合 | 10分の10 |
| 生活保護を受けることとなった場合 | 10分の10 |
| 障害者となった場合 | 10分の９ |

２　居住する住宅が損壊した場合

|  |  |
| --- | --- |
| 損　害　程　度 | 軽減又は免除の場合 |
| 全壊 | 全部 |
| 半壊・大規模半壊 | ２分の１ |
| 床上浸水 | ２分の１ |

※罹災証明書の損害の程度により減免し、納税義務者に通知書を送付します。

※１と２の双方に該当する場合は、軽減又は減免の割合が大きい方を適用します。

②町税の納税猶予

　平成30年７月豪雨により被害を受けた方は、申請により納税猶予を受けられる場合がありますので、税務課までご相談ください。

【問い合わせ先】

税務課

◆電話番号：０８２－８２０－５６０３

県税の減免・納税猶予等

お金

⑤-２

平成30年７月豪雨により被害を受けられた状況により県税の申告・納付などの期限延長や納税の猶予、自動車取得税・自動車税・不動産取得税・個人事業税の減免を受けられる場合がありますので、下記の問い合わせ先までご相談ください。

【対象となる方】

災害に遭われた方

【問い合わせ先】

（１）減免に関する問い合わせ

①個人事業税

広島県西部県税事務所　個人課税課

◆電話番号：０８２－５１３－５３６１

②自動車税、自動車取得税

広島県西部県税事務所　自動車税課

◆電話番号：０８２－５１３－５３７２

③不動産取得税

広島県西部県税事務所　不動産税課

◆電話番号：０８２－５１３－５３８２

（２）納税の猶予に関する問い合わせ

広島県西部県税事務所　滞納整理第二課

◆電話番号：０８２－５１３－５３７２

国からの災害弔慰金・災害障害見舞金を受給する

お金

⑤-３

（１）災害弔慰金

【対象となる方】

平成30年７月豪雨により亡くなった方のご遺族

【制度の内容】

・亡くなった方が生計維持者　　　　　　　　　５００万円

・生計維持者以外　　　　　　　　　　　　　　２５０万円

※死亡に係る災害に関し既に災害障害見舞金を受給している場合、上記の額から障害

災害見舞金の額を控除した額とします。

（２）災害障害見舞金

　平成30年７月豪雨により重度の障害を受けたとき等、災害障害見舞金を支給します。

【対象となる方】

　平成30年７月豪雨により重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた方

【制度の内容】

・重度の障害を受けた生計維持者　　　　　　　２５０万円

・重度の障害を受けたその他の方　　　　　　　１２５万円

【問い合わせ先】

民生課

◆電話番号：０８２－８２０－５６３５

県からの災害見舞金を受給する

お金

⑤-４

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 罹災証明書 | | | |
| 全壊 | 大規模半壊 | 半壊 | 床上浸水 |
| ○ | ○ | ○ | ― |

【対象となる方】

平成30年７月豪雨により被害を受けた方

【制度の内容】

|  |  |
| --- | --- |
| 住家の被害の範囲 | 見舞金の額 |
| 全壊（１世帯当たり） | ３００，０００円 |
| 大規模半壊・半壊（１世帯当たり） | １００，０００円 |

【必要書類等】

　(1) 口座振替依頼書（担当窓口で配布）

　(2) 受領権限を委任された場合には、委任状

　(3) 通帳の写し

【その他】

　被害を受けた世帯毎に支給されます。

【問い合わせ先】

民生課

◆電話番号：０８２－８２０－５６３５

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 罹災証明書 | | | |
| 全壊 | 大規模半壊 | 半壊 | 床上浸水 |
| ○ | ○ | ○ | ○ |

町からの災害弔慰金・見舞金を受給する

お金

⑤-５

（１）災害弔慰金

【対象となる方】

平成30年７月豪雨により亡くなった方のご遺族

【制度の内容】

　弔慰金の額　１００，０００円

（２）災害見舞金

【対象となる方】

平成30年７月豪雨により被害を受けた方

【制度の内容】

|  |  |
| --- | --- |
| 住家の被害の範囲 | 見舞金の額 |
| 全壊（１世帯当たり） | １００，０００円 |
| 大規模半壊・半壊（１世帯当たり） | ５０，０００円 |
| 床上浸水（１世帯当たり） | ３０，０００円 |

【必要書類等】

①通帳の写し

②申出書（担当窓口で配布）

　※すでに各種支援金等の手続きで通帳の写しを提出されている方で、同じ口座への振込みを希望する場合は(1)は不要です。

【受付期間】

平成３１年５月７日（火）まで

【その他】

　被害を受けた世帯毎に支給されます。

【問い合わせ先】

民生課

◆電話番号：０８２－８２０－５６３５

被災者生活再建支援金を受給する

お金

⑤-６

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 罹災証明書 | | | |
| 全壊 | 大規模半壊 | 半壊 | 床上浸水 |
| ○ | ○ | ▲ | ▲ |

平成30年７月豪雨により住宅が全壊（大規模半壊）の被害を受けられた方に生活再建の支援金を支給します。

※ 本制度は、県及び被災者生活再建支援法人並びに（財）都道府県会館被災者生活再建支援基金部の制度となります。（請求の受付は熊野町で行います。）

【対象となる方】

①住宅が全壊の被害を受けられた世帯

②住宅が大規模半壊の被害を受けられた世帯

③住宅が半壊（大規模半壊含む）の被害を受け、当該住宅の補修費等が著しく高額となること、その他やむをえない事由により、解体される世帯（全壊扱いとなります）

④居住する住宅の敷地被害が認められ、その住宅の倒壊の恐れなどやむをえない理由で解体をした世帯（全壊扱いとなります）

【制度の内容】

　支給金の支給額は、以下の２つの支給金の合計額となります。

①住宅の被害程度に応じて支給する支給金（基礎支援金）

②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | | ①基礎支援金  （被害程度） | ②加算支援金  （住宅再建方法） | | 合計  ① + ② |
| 複数世帯 | 全壊世帯  解体世帯  長期避難世帯 | １００万円 | 建設・購入 | ２００万円 | ３００万円 |
| 補修 | １００万円 | ２００万円 |
| 賃貸 | ５０万円 | １５０万円 |
| 大規模半壊世帯 | ５０万円 | 建設・購入 | ２００万円 | ２５０万円 |
| 補修 | １００万円 | １５０万円 |
| 賃貸 | ５０万円 | １００万円 |
| 単身世帯 | 全壊世帯  解体世帯  長期避難世帯 | ７５万円 | 建設・購入 | １５０万円 | ２２５万円 |
| 補修 | ７５万円 | １５０万円 |
| 賃貸 | ３７．５万円 | １１２．５万円 |
| 大規模半壊世帯 | ３７．５万円 | 建設・購入 | １５０万円 | １８７．５万円 |
| 補修 | ７５万円 | １１２．５万円 |
| 賃貸 | ３７．５万円 | ７５万円 |

【申請期限】

①基礎支援金 災害発生日から13月以内

②加算支援金　　災害発生日から37月以内

【必要書類等】

　※ 申請に必要な書類は、被害の状況に応じて異なります。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | | 全壊 | 解体 | | 大規模半壊 |
| 半壊  解体 | 敷地被害  解体 |
| 基礎支援金 | ①罹災証明書 | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ② | 解体証明書 |  | ○ | ○ |  |
| 滅失登記簿謄本 |  | ○ | ○ |  |
| 敷地被害証明書類 |  |  | ○ |  |
| ③住民票 | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ④預金通帳の写し | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 加算支援金 | ⑤契約書等の写し | | ○ | ○ | ○ | ○ |

　※長期避難世帯の認定は、県により認定されます。

※【対象となる方】の③及び④に該当し、住宅を解体した場合には、そのことを証明する法務局発行の「滅失登記簿謄本」（閉鎖事項証明書）または町が発行する「建物滅失証明書」が必要です。敷地被害による解体の場合は、上記に加えて、敷地被害を証明する書類（敷地の修復工事の契約書、写真など）が必要です。

【提出先】

民生課　受付時間　平日８：３０～１７：１５

【問い合わせ先】

民生課

◆電話番号：０８２－８２０－５６３５

災害義援金を受給する

お金

⑤-７

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 罹災証明書 | | | | |
| 全壊 | 大規模半壊 | 半壊 | 床上浸水 | 床上浸水 |
| ○ | ○ | ○ | ○ | △ |

全国の皆様から寄せられた義援金の配布を行っています。第1次配分を申請された方で同様の口座への振込を希望されている方は第２次配分の申請は必要ありません。

【支給の対象となる方・世帯】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 被害区分 | 対象者 | 添付書類 |
| 死亡者 | 災害により死亡された方の遺族 | 振込先口座通帳の写し |
| 重傷者 | 災害により負傷し、医師の治療を受け１月  以上の治療を要する見込みの方 | 医師の診断書  振込先口座通帳の写し  身分証明書の写し |
| 全壊 | 居住している住居が「全壊」 | 振込先口座通帳の写し |
| 大規模半壊 | 居住している住居が「大規模半壊」 |
| 半壊 | 居住している住居が「半壊」 |
| 半壊に至らない | 居住している住居が  「半壊に至らない」  「半壊に至らない　床上浸水（損壊あり）」  「半壊に至らない　床下浸水（損壊あり）」 |
| 床上浸水 | 居住している住居が「床上浸水」 |  |

　　＊「半壊に至らない床下浸水」については、住宅の「損壊」があった方のみ対象となります。

「損壊」とは、床上浸水または床下浸水により、住居に何らかの被害があり、修理を要する状態をいいます。例えば、畳の修繕。床タイル、壁等へのひび割れ。浸水による基礎部分の破損等。

【配分金額及び支給方法】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 被害区分 | 第1次配分 | 第２次配分 |
| 死亡者 | ５万円/人 | １７５万円/人 |
| 重傷者 | ５万円/人 | ８５万円/人 |
| 全壊 | ５万円/世帯 | １７５万円/世帯 |
| 大規模半壊 | ５万円/世帯 | ８５万円/世帯 |
| 半壊 | ５万円/世帯 | ８５万円/世帯 |
| 半壊に至らない | ５万円/世帯 | ３１万円/世帯 |
| 床上浸水 | ５万円/世帯 | １３万円/世帯 |

　指定された金融機関への口座振込となります。

【問い合わせ先】

民生課 　◆電話番号：０８２－８２０－５６３５

母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度を受ける

お金

⑤-８

住宅が全壊、半壊等の被害を受けた方のうち次の方への貸付金

【対象となる方】

母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦または40歳以上の配偶者のない女子（所得制限あり）の方

【制度の内容】

・住宅の建設、購入、改修を行う方：貸付限度額２００万円

・転宅される方：貸付限度額２６万円

【貸付利子】

　連帯保証人を立てる場合は無利子

　連帯保証人がいない場合は年1.0％

【必要書類等】

①住宅資金

　・新築、補修（保全・増改築）

　　住宅新築、補修（保全・増改築）計画書、所有関係を明らかにする書類

　　建築確認通知書の写し、住宅を新築する土地の権利関係を証する書類

　・住宅購入

　　売買契約書の写し、売り主の権利関係を明らかにする書類（登記簿謄本等）

　　平面図及び位置図、資金計画

購入住宅が借地上のものである時は賃貸人の賃借権の譲渡又は転貸の承諾を証する

書類

②転宅資金

　賃貸借契約書、使用承諾書の写しのうちいずれか一つ

【問い合わせ先】

子育て・健康推進課

◆電話番号：０８２－８２０－５６３７

災害復興住宅融資を受ける

お金

⑤-９

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 罹災証明書 | | | |
| 全壊 | 大規模半壊 | 半壊 | 床上浸水 |
| ○ | ○ | ○ | ▲ |

【対象となる方】

自然災害により自宅に一部損壊以上の被害を受けられた方

【制度の内容】

①建設（半壊以上）

　基本融資額　１，６５０万円（年0.55%）

特例加算額 　 　５１０万円（年1.45%）

②補修（一部損壊以上）

　最大　　　　　　７３０万円（年0.55%）

（引方移転・整地を伴う場合は＋４４０万円）

【注意事項】

・金利は原則として毎月改定されます。

【問い合わせ先】

住宅金融支援機構お客様コールセンター

◆電話番号：０１２０－０８６－３５３

水道料金及び下水道使用料の免除等

お金

⑤-10

平成30年７月豪雨により家屋等が損壊するなど甚大な被害を受けていることを踏まえ、被災者の経済的負担の軽減や生活再建の支援を目的として、水道料金及び下水道使用料について減免措置を行います。

①家屋の損壊及び床上浸水の被害を受けた方

◆免除期間：平成30年７月分及び８月分

◆申請手続：電話申込み（罹災証明書の交付が必要です。なお、現地調査の結果、免除にならない場合もあります）

②大原ハイツ地区から避難されている方

◆免除期間：平成30年７月分から給水を再開する日の属する月分まで

◆申請手続：不要

【注意事項】

・被災により今後水道を使用しない場合は、「給水中止」（電話受付可）の手続きを行ってください。

・豪雨災害により漏水し、水道料金が例月に比べて高額になっている場合は、熊野町指定給水装置工事事業者（以下、「指定工事店」という。）に修繕依頼していただき宅内配管の修繕完了後、個別に料金の減免を行います。（指定工事店が減免申請手続きも行いますので、その旨を指定工事店にお伝え下さい。）

【問い合わせ先】

上下水道課

◆電話番号：０８２－８２０－５６１０

家屋移転等された方の水道料金及び下水道使用料の免除等

お金

⑤-11

平成30年7月豪雨により、家屋移転等を余儀なくされた方や被災した家屋の清掃等を行った場合の水道料金及び下水道使用料（以下「水道料金等」という。）についても、申請に基づき減免を行います。

①被災により町内に移転等された方

◆対　　象：家屋の損壊、床上浸水その他の事由により住居としての機能を喪失し、居住が困難な方で町内の公的住宅や民間アパート等へ移転、又は町内の親類や知人宅に同居した場合

　　　　　※個人で不動産業者等と契約した場合でも、免除の対象とします。

◆免除期間：町内の公的住宅や民間アパート等へ入居した日、又は町内の親類や知人宅に同居した日を含む検針期間から、当該日の６ヶ月後の日を含む検針期間まで

◆内　　容：上記期間の水道料金等を**「全額免除」**します。

◆申請手続：「水道料金・下水道使用料免除申請書」

・り災証明書や被災証明書の交付を受けることが必要ですが、担当部署で交付状況が確認できる場合は提出不要です。

・移転の証明書類として次の書類が別途必要となりますが、担当部署で確認できる場合は提出不要です。

【公営住宅等の使用許可書、賃貸借契約書の写し、住民票等同居が確認できるもの】

**※住民票等を同居宅に移してない方については、別途ご相談ください。**

②被災した家屋に引き続き居住し、浸水した家屋や受水槽を清掃した場合

◆内　　容：被災した家屋等の清掃に用いた水量に相当する水道料金等を**「減額」**します。

◆申請手続：「清掃等に伴う水道料金等減額願」

・り災証明書や被災証明書の交付を受けることが必要ですが、担当部署で交付状況が確認できる場合は提出不要です。

③清掃等により第三者へ水道を提供した場合

◆内　　容：宅内の給水栓から第三者へ水道を提供した水量に相当する水道料金等を**「減額」**します。

◆申請手続：「清掃等に伴う水道料金等減額願」

【問い合わせ先】

上下水道課

◆電話番号：０８２－８２０－５６１０

後期高齢者医療保険料の減免

お金

⑤-12

災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた方の後期高齢者医療保険料について、被害状況に応じて減免が受けられます。いずれも申請が必要です。

【対象となる方】

　同一世帯の世帯主の住家が、災害等により世帯主及びその世帯に属する被保険者が自己の居住に供する家屋等を滅失した又は著しい損害を受けた被保険者

【制度の内容】

災害等により家屋等に20％以上の損害（保険金、損害補償金等により補てんされる金額を除く実質損害額）をこうむられた時に災害発生後12カ月分の保険料について全額を減免します。

【必要書類等】

・被保険者の印鑑（認印）

・被保険者証

【問合せ先】

住民課

◆電話番号：０８２－８２０－５６０４

国民年金保険料の免除

お金

⑤-13

【対象となる方】

国民年金第1号被保険者で納付が困難な方（学生を除く）

（住宅・家財などに2分の1以上の損失があった場合）

※保険金及び損害保険金などによる補てんがある場合はその分を控除します。

【必要書類等】

・年金手帳

・印鑑（認印）

・被災状況届（役場窓口等にあります）

・罹災証明書（コピー可）

・保険金及び損害保険金などが確認できる証明書のコピー（保険金等が支給される場合）

【問い合わせ先】

住民課

◆電話番号：０８２－８２０－５６０４

広島南年金事務所

◆電話番号：０８２－２５３－７７１０

住民健診等の料金の減免

お金

⑤-14

　被災された方を対象に、住民健診等の料金の減免を行います。

【対象となる方】

　住民健診の申込みをした方で、健診当日罹災証明書（コピー可）を提出した方

【申請方法】

　・健診当日、罹災証明書（コピー可）をお持ちください。

　・胃がん健診（胃内視鏡検査）、乳がん検診、子宮頸がん検診を医療機関で受診される

　　方は、熊野町子育て・健康推進課へご相談ください。

【問い合わせ先】

子育て・健康推進課

◆電話番号：０８２－８２０－５６３７

児童扶養手当を受給する

お金

⑤-15

災害により住宅等にその価格の２分の１以上である損害を受けた場合、全部停止または一部停止を解除して全部支給となるよう申請することができます。

**ただし、本年中の所得が一定以上の額であった場合は全部停止または一部停止の解除によって受給した額を、後日返還することが必要となります。**

【対象となる方】

現在、児童扶養手当の受給額が所得制限により全部または一部停止となっている方。

【申請方法】

熊野町子育て・健康推進課へご相談ください。

・児童扶養手当被災状況届（子育て・健康推進課に用紙があります）

・町が発行する罹災証明書の写し

・被災の程度が確認できる写真（提出後返却できません）

【問い合せ先】

子育て・健康推進課

◆電話番号：０８２－８２０－５６３７

保育料の減免

お金

⑤-16

被災された方を対象に、被害の状況に応じて保育料の減免を行います。

【対象となる方】

対象となる被害の状況と、減免割合は次のとおりです。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 減免対象要件 | 被害の状況 | 対象期間 | 割　合 | 添付書類 |
| 保護者の罹災  による場合 | 住宅が全壊 | ６カ月 | 全額免除 | 事由を称する書類 |
| 半壊 | ６カ月 | 半額免除 |
| その他 | ３カ月 | 納期限の延長 |

【申請方法】

直接役場へ申請してください。

【問合せ先】

子育て・健康推進課

◆電話番号：０８２－８２０－５６３７

放課後児童クラブ保護者負担金の減免

お金

⑤-17

被災された方を対象に、被害の状況に応じて放課後児童クラブ保護者負担金の減免を行います。

【対象となる方】

対象となる被害の状況と、減免割合は次のとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 減免対象要件 | 被害の状況 | 割　合 |
| 保護者の罹災  による場合 | 住宅が全壊 | 全額免除 |
| 半壊 | 半額免除 |

【申請方法】

熊野町役場子育て・健康推進課で受付します。

保護者の方が直接申請書を提出してください。

【問合せ先】

子育て・健康推進課

◆電話番号：０８２－８２０－５６３７

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 罹災証明書 | | | |
| 全壊 | 大規模半壊 | 半壊 | 半壊に至らない |
| ○ | ○ | ○ | ○ |

就学援助費の支給

援助費の

お金

⑤-18

　平成30年７月豪雨に伴う就学援助費支給の認定手続きを行います。

【対象となる方】

　家屋に被害を受けられた方で、町内に住所を有し、国公立小中学校に在学する児童等の保護者

【制度の内容】

・就学援助費の支給。以下のとおり支給されます。

・学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、給食費、医療費

【必要書類等】

・平成30年度就学援助費申請書兼世帯表（押印後、学校長へ提出）

・支払口座振替依頼書（押印後、学校長へ提出）

【その他】

・罹災証明書の交付申請手続きをしてください。「被害の程度」を確認させていただきますので、証明書自体の提出は必要ありません。

・在籍の学校長へ申請後、学校長から教育委員会提出され、審査されます。審査の決定については、通知されます。

【問い合わせ先】

　学校教育課

　◆電話番号：０８２－８２０－５６２０

介護保険関係の減免

お金

⑤-19

(1)介護保険利用料（利用者負担額）の免除

【制度の内容】

被災された方で、下記の対象者の要件に該当される方につきまして、事業所に介護保険利用者負担額免除証明書を提示することで、介護サービスの利用料が免除されます。

　なお、施設入所時等の食費・居住費等はお支払いいただく必要があります。

【対象者】

　①　住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方

　②　主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方

　③　主たる生計維持者の行方が不明である方

　④　主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方

　⑤　主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

【免除期間】

　平成３１年２月サービス利用分まで

【注意事項】

・施設入所者等の方で、申請されても対象とならない場合もありますのであらかじめご了承ください。

・免除証明書は、交付申請手続きが必要です。役場高齢者支援課の窓口で手続きを行ってください。

【必要書類等】

・申請者の印鑑（認印）

・介護保険利用者負担額免除申請書（役場の窓口にあります。）

(2)介護保険料の減免

【制度の内容】

　被災された方の介護保険料について、被害程度に応じて平成３０年度の介護保険料が減免されます。

【対象者】

　対象となる被害と減免割合は次のとおり。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 損害・被害程度 | | 軽減又は免除の割合 |
| 全壊 | | 全額免除 |
| 半壊・大規模半壊・床上浸水 | | 半額免除 |
| 主たる生計維持者の死亡又は重篤な疾病 | | 全額免除 |
| 主たる生計維持者が行方不明 | | 全額免除 |
| 主たる生計維持者の  収入の減少 | 平成29年の合計所得金額が200万円以下 | 全額免除 |
| 平成29年の合計所得金額が200万円を超えるとき | ８割免除 |

【必要書類等】

　・申請者の印鑑（認印）

　・介護保険料減免申請書（役場の窓口にあります）

【問い合わせ先】

高齢者支援課

◆電話番号：０８２－８２０－５６０５

電気料金等の特別措置を受ける

お金

⑤-20

【対象となる方】

　平成30年７月豪雨により家屋損壊などの被害を受けられた方

【制度の内容】

（１）電気料金の支払期日の延長

　　平成30年６月分（支払期日が７月５日以降となるものに限ります。）、７月分及び８月分の電気料金の支払期日が各々１カ月間延長しされます。

（２）不使用月の電気料金の免除

被災された方が、被災以降全く電気を使用されない場合には、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から６カ月間に限り、電気料金は免除されます。

（３）基本料金の一部免除

　　被災された方が、電気設備が災害のため復旧までに一時使用不能となった場合、平成31年１月末日までは、その使用不能設備に相当する基本料金は免除されます（基本料金を申し受ける料金メニューを契約している方に限ります）。

（４）工事費負担金、臨時工事費、諸工料の免除

　　詳しくは、下記のセールスセンターへお問い合わせください。

【手続き】

　下記のセールスセンターへお申し込みください。

【問い合わせ先】

中国電力　広島統括セールスセンター

◆電話番号：０１２０－２９７－５１０

ガス料金、電話料金の減免

お金

⑤-21

８8

ガス、電話料金等についても減免措置がとられている場合があります。詳細は下記へお問い合わせください。

【ガス:問い合わせ先】

広島ガス

◆電話番号：０８２－２５１－２１５１

広島ガス東部熊野支店

◆電話番号：０８２－８５４－０２５７

日の丸産業熊野営業所

◆電話番号：０８２－８５４－０２０２

ユニオンガス

◆電話番号：０８２３－３３－２３２３

西部メンテナンス

◆電話番号：０８２－８５４－９０８５

【電話:問い合わせ先】

ＮＴＴ西日本

◆電話番号：１１６（携帯電話・ＰＨＳからは０８００－２０００－１１６）

【携帯電話:問い合わせ先】

ＮＴＴドコモ

◆電話番号：　ドコモ携帯電話から（局番無し）１５１（通話料無料）

　　　　　　　一般電話などから　０１２０－８００－０００（通話料無料）

ａｕ

◆電話番号：　ａｕ携帯電話から（局番無し）１５７（通話料無料）

　　　　　　　一般電話などから　００７７－７－１１１（通話料無料）

ソフトバンク

◆電話番号：　ソフトバンク携帯電話から（局番無し）１５７（通話料無料）

　　　　　　　一般電話などから　０８００－９１９－０１５７（通話料無料）

奨学金について相談する

お金

⑤-22２2

独立行政法人日本学生支援機構が平成30年７月豪雨で被災した方に対する奨学金の緊急採用、奨学金返還者からの減額返済・返還期限猶予の願出及び学生本人が居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた方からのＪＡＳＳＯ支援金の申請を受け付けています。

①緊急採用奨学金の申込受付について

【対象となる方】

　本災害により家計が急変し、奨学金を希望する者

【申込方法】

　在学している学校を通じて申し込む

【奨学金の種類】

第一種奨学金（無利息）、第二種奨学金（利息付）

②減額返還・返還期限猶予の願出受付について

【対象となる方】

　本災害により奨学金の返還が困難となった者

【申込方法】

　「奨学金減額返還願」もしくは「奨学金返還期限猶予額」を日本学生支援機構へ提出

③ＪＡＳＳＯ支援金の申請受付について

【対象となる方】

　本災害により学生本人が居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた者

【申込方法】

　在学している学校を通じて申し込む

【支給額】

　10万円（返還不要）

【問い合わせ先】

独立行政法人日本学生支援機構政策企画部広報課

◆電話番号：０３－６７４３－６０１１

住宅ローンの返済ついて相談する

お金

⑤-23３33

平成30年７月豪雨の影響で住宅ローンなどの返済にお困りの方で、一定の要件を満たすことやローンの借入れ先の同意が得られる場合には「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」により住宅ローンなどの免除・減額を申し出ることができます。

【対象となる方】

平成30年７月豪雨で被災されガイドラインに基づく要件を満たす方（詳細はお問い合わせください）

【問い合わせ先】

借入れ先の金融機関

借入れ先が銀行の場合には全国銀行協会相談室も可能です。

◆電話番号：０５７０－０１７－１０９又は０３－５２５２－３７７２

(９時から17時まで)

保険について相談する

お金

⑤-24

①損害保険の相談

ご契約の損害保険会社の他に、一般社団法人日本損害保険協会の「そんぽADRセンター」で相談を受けていただけます。

「そんぽADRセンター」は協会のお客様窓口で、専門の相談員が、損害保険に関する相談に対応しています。

【問い合わせ先】

・契約先の損害保険会社

・そんぽADRセンター(平日９時15分～午後５時)

◆電話番号：０５７０－０２２－８０８ IP電話からは０８２－５５３－５２０１

②損害保険契約に関する手掛かりを失った場合の相談

一般社団法人日本損害保険協会では、家屋の流出、焼失等により損害保険契約の書類など、手掛かりを失ったお客様の契約照会に応じていただけます。

【利用可能な方の範囲】

原則として被災された方（ご本人）、被災された方（ご本人）の親族（配偶者・親・子・兄弟姉妹）からのご照会を受け付けています。

【問い合わせ先】

・自然災害損保契約紹介センター(平日９時15分～午後５時)

◆電話番号：０１２０－５０１－３３１

③生命保険契約に関する手掛かりを失った場合の相談

一般社団法人生命保険協会では、家屋の流出、焼失等により損害保険契約の手掛かりを失ったお客様の契約照会に応じていただけます。

【利用可能な方の範囲】

原則として被災された方（ご本人）、被災された方（ご本人）の親族（配偶者・親・子・兄弟姉妹）からのご照会を受け付けています。

【問い合わせ先】

・災害地域生保契約照会センター(平日９時～午後５時)

◆電話番号：０１２０－００１－７３１

④かんぽ生命の相談：問い合わせ先

・かんぽコールセンター(平日：９時～午後９時、土日祝日：午前９時～午後５時)

◆電話番号：０１２０－５５２－９５０

セーフティネット資金（国指定）を受ける

事業

⑥-１

【対象となる方】

　指定地域（広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町）において、１年以上継続して事業を行っており、平成30年７月豪雨による災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近１カ月の売上高等が前年同月に比べて20％以上減少しており、かつ、その後２カ月を含む３カ月間の売上高等が前年同期に比べて20％以上減少することが見込まれる方。

【資金使途】

　運転資金及び設備資金

【融資限度額】

　中小企業者　　　　８，０００万円

　組　合　等　　１億６，０００万円

【融資期間】

　運転資金　　10年以内（据置１年以内）

　設備資金　　10年以内（据置３年以内）

【融資利率（平成30年４月１日現在）】

　固定金利　1.1％

【申込方法】

　融資を希望する方は、セーフティネット保証４号に該当する特定中小企業者である旨の市町長の認定書を添付して、取扱金融機関に申し込んでください。

【問い合わせ先】

広島県商工労働局　経営革新課

◆電話番号：０８２－５１３－３３２１

　地域振興課

　◆電話番号：０８２－８２０－５６０２

倒産防止等資金（県指定等）を受ける

事業

⑥-２

【対象となる方】

　広島県内に事業所を有し、原則として引き続き１年以上同一事業を営んでいる中小企業者、組合等で、自然災害により直接被害を受け（※）、復旧資金を必要とする者

　※市町が発行する「罹災証明書」が必要です。

【資金使途】

　運転資金及び設備資金

【融資限度額】

　中小企業者　　４，０００万円

　組　合　等　　８，０００万円

　※ただし、復旧経費の範囲内を限度とする。

【融資期間】

　運転資金　　10年以内（据置１年以内）

　設備資金　　10年以内（据置３年以内）

　※運転資金と設備資金を併用する場合は、運転資金の融資期間を適用。

【融資利率（平成30年４月１日現在）】

　固定金利（保証付き）1.1％　（保証なし）1.4％

【申込方法】

　融資を希望する方は、市町が発行する「罹災証明書」を添付して、取扱金融機関に申し込んでください。

【問い合わせ先】

広島県商工労働局　経営革新課

◆電話番号：０８２－５１３－３３２１

災害復旧貸付制度（日本政策金融公庫）を利用する

事業

⑥-３

①国民生活事業（主に小規模事業者向け）

【対象となる方】

　災害により被害を被った中小企業・小規模事業者

【資金使途】

　運転資金及び設備資金

【融資限度額】

　各貸付制度の限度額に上乗せ３，０００万円（代理貸付：１，５００万円）

【融資期間】

　適用する各貸付制度の貸付期間に準ずる。

　※普通貸付を適用した場合は10年以内（据置２年以内）

【融資利率（平成30年６月13日現在）】

　基準利率（災害貸付）1.36％

②中小事業事業（主に中小企業者向け）

【対象となる方】

　災害により被害を被った中小企業・小規模事業者

【資金使途】

　運転資金及び設備資金

【融資限度額】

　別枠で１億５，０００万円（代理貸付：７，５００万円）

【融資期間】

　運転資金　　10年以内（据置２年以内）

　設備資金　　15年以内（据置２年以内）

【融資利率（平成30年６月13日現在）】

　基準利率1.16％

【問い合わせ先】

　日本政策金融公庫　広島支店

　◆電話番号：０８２－２４４－２２３１

災害特別融資制度を受ける（農業者向け）

事業

⑥-４

日本政策金融公庫（略称：日本公庫）農林水産事業は、７月６日付けで「平成30年台風第７号及び梅雨前線による６月28日からの大雨により被害を受けられた農林漁業者等の皆さまの相談窓口」を以下のとおり設置しました。

【対象となる方】

本人の罹災証明書が確認できる農林漁業者等

【融資内容】

災害を原因とする農林漁業施設の被害の復旧に必要な資金

災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金

【問い合わせ先】

日本政策金融公庫　本店　農林水産事業本部

◆電話番号：０１２０－９２６－４７８

特別相談窓口へ相談する

事業

⑥-５

　広島商工会議所では、被害を受けられた中小・小規模事業者を対象とした、「平成30年７月豪雨による災害に関する特別相談窓口」を開設しています。

【対象となる方】

　平成30年７月豪雨で被害を受けられた中小・小規模事業者

【実施者】

広島商工会議所

【内容】

　広島商工会議所経営指導員が各融資相談に対応するとともに、専門相談員（中小企業診断士、公認会計士、税理士等）と連携し、資金繰り等の相談対応を行い、日本政策金融公庫、保証協会等への斡旋を行う。

【問い合わせ先】

広島商工会議所　中小企業振興部　金融チーム

　◆電話番号：０８２－２２２－６６９１

この発行物に掲載している情報は　１月２４日時点の情報です。ご注意ください。

最新情報は熊野町ホームページや広報くまのなどでお知らせします。

熊野町ホームページ

<http://www.town.kumano.hiroshima.jp/>

熊野町

平成3１年1月24日発行（第８版）